# 羽田博樹税理士事務所通信



(はたひろき)

#### 令和2年11月号 vol.73



10月の初め、Go toキャンベーンを利用して嬉野温泉に行ってきました。 普段は旅行に行っても、観光地巡りや、現地の友達に会ったりと、日常と同じく時間管理をしな がらの行動が多いのですが、久しぶりにあまり時間を気にすることなく、温泉に入り、湯上りのテラスで読書に耽り、美味しい地元のお料理とお酒を楽しむという休暇を過ごすことができました。

街には"年賀状印刷"の看板もちらほら。今年を締めくくる準備をする時期になりました。

# "走る税理士"が教える今月の税務・会計・法務マメ知識



コロナ禍をきっかけに急激に普及している在宅勤務ですが、最近では、在宅勤務を恒常的なものとする 企業も増えてきているようです。その際の従業員へのPCや机、モニターなどの会社負担について留意す べき点について紹介します。

#### "従業員に支給すると現物給与、貸与であれば給与課税はなし?"

在宅勤務に必要な物品としては、PC、机、椅子、モニター、プリンタ、Web会議用ツールなどがあるかと思います。こういった物品を会社負担で用意した場合の取り扱いについては以下のようになると考えられます。

- ○従業員に物品を「支給」した場合
- →現物給与となり、従業員の給与所得として課税されます。
- ○従業員に物品を「貸与」した場合
- →物品は会社の資産となるため現物給与にはなりません。ただし、「支給」なのか「貸与」なのかを明確にするためにも、台帳などで物品管理をして、「貸与」であることを明らかにしておくべきです。
- ○従業員が自分で購入して実費精算した場合
- →最終的に上の「貸与」ということになるのであれば、あくまでも会社が購入すべきものを従業員が立て替えただけなので給与課税されることはありません。

### 「今月の本の紹介」

「世界は贈与でできている」

(近内 悠太 著 · PUBLISHING)

読み終わって、この世界はお金や物の価値が大半のようであるけれど、実は私たちの周りは、古の人たち、身近な人たちからの贈り物で出来上がってるんだなと気付かされた一冊でした。

たまには立ち止まって、今の自分の周囲を見つめてみる。自分がいかにたくさんの贈与を受け、今の自分が存在しているのかということに相続力を働かせ、今度は、祈りを込めて、次の世代に自分というものを還元をしていくということが大切だと思います。

やっぱ世界っていいなあ!(^^)!

## 「気まぐれ簡単レシピ」

<さんまのみそ焼き>

今年は、さんまがかなり高いようですが…簡単な秋のおつまみです。

- さんま 2尾
- ・みそ 大3、大根おろし、すだち、しょうゆ
- ①さんまをグリルで両面を焼く。七分ほど火が通り、さんまの目が白くなったら取り出し、上面だけみそを塗る。
- ②再びグリルに入れ、みそが焦げるくらいに焼く。
- ③器に盛り、大根おろし、すだちを添える。 お好みでしょうゆを少々たらす。

【調理師ハタモン】

(連絡先)

TEL 092-791-4296

E-MAIL

hata-tax@tkcnf.or.jp

FAX 092-791-4298

〒810-0074 福岡市中央区大手門3-5-10第2井原ビル301号

羽田博樹税理士事務所